広報おうめ「なんでも情報局アンテナ」の締め切りは、11月15日号…10月18日（金）、12月1日号…11月5日（火）です。　－秘書広報課－

なんでも情報局アンテナ

☆催し

●**水彩画展**　10月18日(金)～23日（水）　午前10時～午後5時▽西友河辺店ボッパルトホール▽入場無料▽直接会場へ▽すずらんの会都筑☎22・3717

●**精神保健福祉相談会**　10月22日（祝）　午後1時～4時▽福祉センター▽精神障害や心の問題で悩んでいるご家族の相談に応じます▽遠藤美代子氏▽先着5人▽費用無料▽青梅精神保健福祉家族会　ほっと・スマイル　中住☎090・7181・9856へ申し込み※空きがある場合は当日受付も可

●**うたごえ喫茶「ねがい」**　10月27日（日）　午後1時～4時▽大門市民センター▽皆で楽しく歌いましょう▽700円（茶菓代含む）▽青梅・音楽を愛する9条の会たいら☎090・1123・1934へ申し込み

●**奥多摩・青梅の秘境を歩く―真名井北陵**　11月2日（土）　午前8時10分ＪＲ川井駅集合～真名井北陵～赤杭尾根～午後4時ＪＲ古里駅解散※雨天時は3日(祝)に延期▽健脚者向け▽先着10人▽500円▽森林インストラクター青梅会　小太刀☎22・7571へ申し込み(午後6時～10時)

●**オータムコンサート**　11月9日（土）　午後2時～4時▽ネッツたまぐーセンター▽「紅葉、赤とんぼ、にじいろ、アイデア、瀬戸の花嫁、愛燦燦（あいさんさん）　ほか」▽福島恵理子氏指揮▽先着270人▽入場無料▽休憩時に茶菓の用意あり▽直接会場へ▽歌の会メロディー　瀧田☎24・5393

●**かつぬま文化祭**　11月9日（土）、10日（日）　午前10時～午後5時※10日は4時まで▽青梅信用金庫本店ギャラリー▽書画、彫刻等の展示▽入場無料▽かつぬま文化祭実行委員会、勝沼自治会連合会主催▽直接会場へ▽同実行委員会　古屋☎090・8742・3852

●**干支を手編みで作りませんか**　11月13日、27日、12月11日の水曜日　午後1時～3時▽梅郷市民センター▽藤野光江氏▽2千200円(材料代)▽かぎ針3号・4号持参▽手編みグループ彩　水落☎32・5862へ申し込み

☆会員募集

●**囲碁**　火曜日　午後1時～5時▽新町市民センター▽半年額700円▽新町囲碁同好会　山下☎31・5499

●**登山**　最終火曜日　午後3時～7時（役員会）▽河辺市民センター　ほか▽50歳以上▽関東甲信越の山を登山、冬は低山歩き、宿泊バス利用あり▽入会金3千円、月額400円▽奥多摩山登会　佐藤☎090・2663・1875

●**アロマ**　第1～3金曜日　午前10時～11時▽長淵市民センター▽手作りアロマ体験、アロマハンドトリートメント▽月額2千円、体験1回700円（材料代含む）▽子ども同伴可▽アンフルール　佐藤☎090・5441・1032

☆その他

●**青梅商工会議所☎23・0112から　☆簿記検定試験（1～3級）**…11月17日（日）▽インターネット受付は10月25日まで、窓口受付は10月26日まで☆**決算書が読める＆もうけの工夫がわかるセミナー**…11月22日（金）　午後1時30分～4時40分▽同会議所▽第1部…利益の見通しに効く！決算書の活用法、第2部…利益UPに効く！リテールマーケティングの活用法▽日本経済大学准教授　高見啓一氏▽費用無料☆**いずれも**…同会議所地域振興課HP https://www.omecci.jp/参照または電話☎23・0112へ（平日の午前8時30分～午後5時）

●**エンディングノート認定講師養成講座**　10月23日（水）、11月14日（木）　午後1時～4時30分▽おうめ創業支援センター▽平島　創氏▽各日先着30人▽5千円（教材代、認定証代含む）▽（一社）終活協議会✉0120・980・845へ申し込み

●**かすみフードフェスティバル**　11月10日（日）　午前10時～午後2時▽今寺4丁目運動広場▽飲食販売、フリマ、舞台発表等▽フリマ出店者1千円▽フリマ出店者は同フェスティバル事務局（なかま亭内）　千葉☎32・8825へ申し込み

●**運転ボランティア募集**　高齢者、障害者等が通院や生活外出する際の送迎▽できる日のみで可▽二種免許歓迎、無い方は規程講習を受講（無料）▽（特非）青梅運行サービス　井上✉0120・23・9970

☆体協だより

☎22・0827

●**第42回連盟クラブ戦ソフトテニス大会**　11月10日（日）　午前9時試合開始(8時30分集合)※予備日11月24日（日）▽市民球技場・友田レクリエーション広場テニスコート▽市内在住・在勤者のチーム▽ダブルス男子3ペア、女子2ペアの団体戦※女子は男子の代理可※昨年度の成績で1～3部にチーム分け▽1チーム2千円▽市ソフトテニス連盟主催▽市教育委員会、市体育協会後援▽10月29日までに体協事務局へ申し込み（同連盟ホームページからも申し込み可）▽雨天等での実施有無等は市ソフトテニス連盟　野口☎090・6929・5319へ問い合わせ

○**体協事務局の受付時間**○月・火・木曜日…午前10時～午後4時、金曜日…午後1時～4時、土曜日…午前10時～正午※いずれも祝日を除く

官公署だより

●**技能祭**　10月26日（土）　午前10時～午後3時▽都立多摩職業能力開発センター（昭島市東町3―6―33）▽工作教室、職業訓練で制作した作品の展示、模擬店など▽入場無料▽直接会場へ▽同センター☎042・500・8700

ボランティア・市民活動センターから

申し込み・問い合わせ　☎23・7163　FAX 23・7165　**郵送**…〒198―0042青梅市東青梅1―177―3

●**ＣＡＰＳ事業　☆ＣＡＰＳサロン**…11月1日（金）、6日（水）　午後1時～4時▽就労・生きがい支援(パソコン指導)、農業サロンの日程を発表☆**手作りサロン**…11月13日（水）　午後1時30分～4時▽生きがい支援（木で作るブローチや壁掛け・折り紙等の制作）☆**いずれも**…福祉センター▽障害のある方、高齢者▽初参加者無料、2回目以降会員制（年度会費1千円、家族会員制あり）※材料代別途▽直接会場へ

●**視覚障害者のためのスマホ、パソコン教室**　11月9日（土）　午後1時～3時30分※ＪＲ東青梅駅に迎え可▽福祉センター▽視覚障害のある初心者▽画面が見えなくても便利にスマートフォン、パソコン利用▽希望日時に合わせて開催も可▽パソコンボランティア青梅▽先着5人▽費用無料▽パソコンボランティア青梅　古矢☎090・1552・7050へ申し込み

●**障害者や高齢者の生活・就労・教育相談**　11月13日（水）　午後1時～4時▽福祉センター▽障害のある方、高齢者▽カウンセラー　白井利明氏、大澤洋子氏▽先着3人▽費用無料▽ボランティア・市民活動センターへ申し込み

令和元年台風第15号千葉県災害義援金を受け付けています

令和元年台風第15号により、千葉県内に甚大な被害が発生しました。

市では、被災者をを支援するため、市役所等で義援金を受け付けています。

募金箱設置場所　市役所、各市民センター、中央図書館

受付期間　12月23日まで

※日本赤十字社への直接振り込みについては、市ホームページをご覧ください。

問い合わせ　福祉総務課庶務係

出前もの忘れ無料相談会

市では認知症の予防や早期発見・早期対応をはじめ、認知症を理解していただく「もの忘れ相談会」を行っています。

もの忘れが気になる方、ご家族や近所に気になる人がいるという方、お気軽にご相談ください。

日時　11月1日（金）　午前10時～午後零時30分

会場　ベルク青梅今井店催事場

費用無料

直接会場へ

問い合わせ　高齢者支援課包括支援係

私立幼稚園等園児の保護者へ

入園料や施設利用料等を補助します

市では１０月から、私立幼稚園等に通園している園児の保護者に対し経済的負担を軽減するため、下記のとおり補助金を交付します。各補助金の詳細についてはお問い合わせください。

問い合わせ　子育て推進課保育・幼稚園係

区分	補助対象者	対象経費	交付額	交付時期・方法
幼稚園施設等利用費補助金	私立幼稚園（新制度移行園を除く）および都の認定を受けた幼稚園類似の幼児施設に通園している園児の保護者	入園料、保育料	月額２５，７００円	毎月、市から各施設へ現物支給（※）します。
保護者補助金（東京都）	私立幼稚園、認定こども園（教育部分）および都の認定を受けた幼稚園類似の幼児施設に通園している園児の保護者	保育料または特定負担金	月額１，８００～６，２００円 ※所得や兄弟構成により補助額が１，８００円を超える場合は、その他の学納金も対象となります。	毎月、一部（上限１，８００円）を現物支給（※）します。 また、保護者の負担額を上限として、現物支給分（上限２７，５００円）を差し引いた残りの金額を保護者の口座へ振り込みます。 ☆１回目支払い分（４～９月分）…１０月中旬ごろ ☆２回目支払い分（１０～３月分）…４月中旬ごろ
保護者補助金（青梅市）	私立幼稚園、認定こども園（教育部分）および幼稚園類似の幼児施設等に通園している園児の保護者	入園料、保育料、その他の学納金または特定負担金	月額３，９００～５，２００円 ※市民税所得割額によって算定します。	
入園料補助金（入園年度のみ）		入園料（入園年度のみ）	１０，０００円	１０月中旬または翌年度の４月中旬に保護者の口座へ振り込みます。

※現物支給…私立幼稚園等の利用者が各施設へ支払いをする代わりに、市から各施設（幼稚園、幼児園）へ直接支払いをすることです。この支払い分については、保護者の負担がありません。

広告